

(重要) リモート学習にかかる確認事項

保護者様

お休みの際のリモート授業について、with コロナに沿った持続可能な教育活動としていくため、方針を確認させていただきます。

まずはじめにリモート授業の対象はあくまで「体が元気で、本来授業を受けられる状況であるにも関わらず、濃厚接触者である等の理由により参加できない児童」です。体調不良による欠席や忌引きは原則として対象ではありません。

現状で、対面授業を行いながら同時にリモート授業を行うことは設備・技能の両面において少なくない負担となっています。例えば、学校にはリモート配信用の機器がなく、通常は教師用タブレットを使用するため、教師がタブレットを活用した授業を行うことができなくなります。

日々の授業の質の維持・向上と同時に、学校に来られない子のためのリモート授業継続のため、以下に示した方針をご一読の上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

◎リモート学習参加はお休みした際の義務ではありません。

◎リモート学習の対象者は「体が元気で、本来授業を受けられる状況であるにも関わらず、濃厚接触者である等の理由により参加できない児童」です。体調不良による欠席や、忌引きの際は原則として行いません。

◎リモート授業は原則として定点で行います。

◎リモート授業にはきちんと座って、画面に顔を出して参加してください。寝転んだり、カメラを切ったりした状態では対応しません。

◎1日に可能なリモート授業の目安は2、3時間程度です。

◎リモート授業を受けることで、登校意欲に減退が見られる場合は、保護者様と相談の上、リモート授業を行わないことがあります。

◎担任が出張等で学校に不在の場合は、原則としてリモート授業は行いません。

◎あくまでも授業の実施を目的としておりますので朝会、集会には対応しかねます。

※その他、欠席した際のプリント類や宿題等、緊急なもの以外は、登校できるようになった時にまとめてお渡しします。

以上です。よろしくお願い致します。

和光市立新倉小学校